

さぬき市立神前小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定 平成27年3月25日改定

平成28年4月1日改定 平成29年4月1日改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいかなければならない。全校児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- ① □ いじめを許さない、いじめを自分たちの問題として考え、傍観したり、見過ごしたりしない雰囲気づくりに努める。（「いじめゼロ月間」の実施[12月]）
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係づくりに努める。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発に努める。
- ⑦ 「神前小学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者に配布して、周知する。

3 「いじめ」未然防止について

(1) 教職員（資質の向上）

- ・ 児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。
- ・ わかる授業を進め、全ての児童が参加・活躍できる場を設定し、学習の基礎・基本の定着を図る。
- ・ 道徳・特別活動・人権教育・ネットモラル教育等を通して、児童に規範意識や集団の在り方及び人権に関する教育を学校生活全般において行うとともに学校評価に位置付け、達成状況を評価する。
- ・ いじめ防止に向けて、PTAや地域と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

(2) 児童

- ・ 友だちを「さん」付けで呼び合うことで、お互いを尊重し相手を思いやる心情をもたせる。
- ・ 話し合い活動を充実し、相手の話を最後までじっくり聞いたり、相手の気持ちを意識した話し方をしたりする。
- ・ あいさつ運動など児童会活動を充実させ、学校行事等で児童が主体となって活躍できる場を設定する。

(3) 保護者（地域）

- ・ 学校行事や地域活動への参加を促し、積極的に児童との関わりをもってもらい、地域ぐるみで児童の様子を見守るようにする。
- ・ 気になる児童の行動があれば、早急に学校に連絡してもらい解決にあたる。

4 いじめ「早期発見」について

- ・ 全ての教職員が児童の様子を見守り、朝の会や帰りの会、授業中や休み時間等に日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の些細な変化を見逃さないように努める。
- ・ 毎月「あのねカード」を実施し、児童の悩みやうれしかったこと等を知ることにより、共感的立場に立った教育相談を行う。学期末には、アンケートをもとに担任と児童との個人懇談を行い、何でも相談できる信頼関係を構築する。
- ・ 学期末に「学校生活を楽しくするためのアンケート」を実施し、児童の人間関係を把握し、いじめの発生の有無やいじめの兆候がないか確認し、全職員で共通理解し解決を図る。
- ・ 毎月1回「いじめ防止対策委員会」を開き、生徒指導上気になる児童について話し合い、全職員で共通理解を図り指導にあたる。
- ・ 「日記」等を活用して、学校や家庭での日々の生活における友人関係等の把握に努める。
- ・ 保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

- 5 「いじめに対する措置」について
- ・いじめ問題が発覚したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に努める。
 - ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
 - ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や心の教室相談員・スクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
 - ・いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について教育的配慮をした上で、適切に情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集めて指導に生かすこととする。

6 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企画した場合等）やいじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）に調査組織を設置し、いじめ行為の事実関係を調査し、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を教育的配慮の上で、適切に提供する。調査結果を市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要措置をとる。

7 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織

- ・月1回「いじめ防止対策委員会」を開き、全職員にスクールカウンセラーも加わり、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いし、地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広める。
- ・いじめの事実を確認した場合、さぬき市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、さぬき市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

8 年間計画

期	月	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他全職員での取組	
一学期	4	・いじめ未然防止への取組内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA学級懇談会） ・教育相談後の情報交換 ・「学校生活を楽しくするためのアンケート」の実施 ・巡視活動、校内外研修 ・担任と児童との個人懇談 	
	5	・望ましい集団づくりのための取組内容の検討		
	6	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討		
	7	・教育相談の取組内容の検討		
二学期	7	・1学期の取組の反省と夏休みに向けての取組検討	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の児童の様子についての情報交換 ・教育相談後の情報交換 ・いちよう学習発表会、講演会 ・人権週間における取組の実施「いじめゼロ月間」 ・担任と児童との個人懇談 	
	8	・夏休み後の反省と2学期の取組の検討		
	9	・2学期の取組の反省と冬休みに向けての取組検討		
	10			・教育相談の取組内容の検討
	11			
12				
三学期	1	・冬休み後の反省と3学期の取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の児童の様子についての情報交換 ・学習参観 ・「学校生活を楽しくするためのアンケート」の実施 ・担任と児童との個人懇談 ・学校評価をホームページで掲載し、公表 	
	2			
	3	・3学期の反省と次年度の取組の検討		
定期的取組		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月「あのねカード」の実施 ・毎月の職員会議で児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（帰りの会） ・毎週水曜日の「あいさつ運動」への参加 		

